

令和 4 年 6 月 16 日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2021

課題番号：19K01404

研究課題名（和文）契約法規範の変容と責任法理の構造

研究課題名（英文）Transformation of Contract Law Norms and Liability Doctrine

研究代表者

長坂 純（Nagasaka, Jun）

明治大学・法学部・専任教授

研究者番号：90222174

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,100,000円

研究成果の概要（和文）：2020年より施行された改正民法（債権法）において、これまで通用されてきた契約法規範が変容されたいくつかの法理に関して考察した。第1は、改正民法における「契約の尊重(favor contractus)」思想の意義・機能を検討した。第2は、典型契約の意義・機能及び混合・非典型契約類型の本性に関して検討した。第3は、債務不履行による損害賠償の帰責構造を検討した。第4は、原始的不能と債務不履行責任に関して検討した。第5は、契約不適合責任の性質と帰責構造を検討した。いずれの論点においても、これまでの議論動向を前提とした理論的到達点を明らかにする作業を踏まえて考察した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

改正民法（債権法）においては、これまで学説・裁判実務において通用されてきた契約法規範が変容されたいくつかの法理が設けられている。そこで、本研究では、諸論点に関するこれまでの議論動向を前提とした理論的到達点を明らかにする作業から出発して、その中で新たな理論を検証した。特に、契約責任法理について考察した。

以上のような分析視角及び作業は、新たな規律の理論上の位置づけを解明し、今後の理論的深化へ向けた素材を提供するという意義が認められる。また、新理論の下では、従来の裁判実務の傾向が変わることも予想され、本研究は、実務における基礎理論を提供するという実質的意義も認められる。

研究成果の概要（英文）：Regarding the issues concerning the new Contract Law Norms in the amended Civil Law, I studied the discussion so far and future developments.

First, I studied the basic principles of contract law. In other words, it is a legal function of favor contractus. Second, I studied the functions and contract typology of typical contract. Third, I studied the requirements for contractual liability or liability for damages. Fourth, I studied liability for inability to perform at the time of conclusion of contract. Fifth, I studied liability for objects that are not conforming to the contract.

研究分野：民法

キーワード：改正民法（債権法） 契約の尊重 典型契約制度 非典型契約 債務不履行責任 損害賠償責任 原始的不能 契約不適合責任

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

(1) 債権法の現代化をめざした「民法の一部を改正する法律」(平成29年法律第44号)は、2020年4月より施行された。今回の改正の趣旨は、近時の国際的な契約法の動向を踏まえ、民法典を現代の取引事情に合わせるために現代化し、不明確な条文を明確化するとともに、判例ルールを明文化することにあった。

国際的な契約法の動向として特徴的なのは、契約責任法全体についての構成が新しいという点である。そして、わが国の改正民法においても、これまで学説・裁判実務において通用されてきた契約法規範が変容された法理も規定された。すなわち、合意に基づく契約規範の明確化、債務不履行賠償の要件の転換、遅滞・不能・不完全履行という三分体系の見直し、解除要件の転換、原始的不能の処理に関するルールの転換、瑕疵担保責任の性質・帰責構造の再構成などが特徴的である。

(2) 改正に際して重要となるのは、当該論点に関してこれまでにどのような議論が展開され、どこに問題性が見出されるのか、つまり、理論的到達点を明らかにすることから出発して、その中で新たな理論を検証してみることである。しかし、今回の改正が、このような基礎的作業を前提にしているのか、また、そもそも改正の目的・理念・原則などの大局的な観点に関しても、広く共通の理解を得ることを出発点とするものであったかは疑わしい。

そこで、従来の理論動向を明らかにし、改正民法における新しい契約法規範を検討することが、今後の理論的深化及び実務上の理論的素材を提供し得るのではないかと考える。

2. 研究の目的

(1) 改正民法(債権法)において、これまで学説・裁判実務において通用されてきた契約法規範が変容されたいくつかの法理に関して考察することを目的とする。いずれについても、諸論点に関するこれまでの議論動向を前提として理論的到達点を明らかにする作業を踏まえて検討を加える。

(2) 第1に、改正民法(契約債権法)の体系化原理(基本原則・思想)を明らかにすることである。第2に、契約法規範の構造把握の前提となる典型契約制度と契約類型を検討する。第3に、債務不履行による損害賠償の帰責構造を検討する。第4に、いわゆる原始的不能の法的処理を検討する。第5に、新たに導入された契約不適合責任の性質と帰責構造を検討する。

3. 研究の方法

(1) 改正民法において規定された新たな契約法規範に関しては、立法過程においてどのような問題性が前提とされ、どのようなモデル構築が議論されて規定化に至ったのかを明らかにする。法制審議会での議論状況の整理、議論において前提とされた理論、また、関連する改正論議も含めて分析・整理する。

(2) 各法理に関しては、これまでどのような議論が展開され、どこに問題性が認められるのか、その理論的到達点を明らかにする作業を出発点とする。また、比較法研究(特に、責任法理の展開に影響を与えてきたヨーロッパ法、ドイツ法)を踏まえた検討を加える。

4. 研究成果

(1) 第1に、改正民法における「契約の尊重」思想の意義・機能を検討した。近時の国際取引法規律において注目される「契約の尊重」思想は、わが国の契約債権法においてはどのように位置づけられるのか、という問題意図から、改正民法の体系化原理とされる「合意原則」、及び契約責任の根拠原則とされる「契約の拘束力」との関係から明らかにした。

(2) 第2に、契約法規範を理解する前提として、典型契約制度の意義・機能及び混合・非典型契約の契約類型の本性に関して検討した。契約類型論の展開と改正民法の規律構造を整理し、ドイツ法における議論状況を概観したうえで、典型契約の意義と契約類型の捉え方(段階的思考)を提示し、典型契約制度の再構築へ向けた展開可能性を明らかにした。

(3) 第3に、債務不履行による損害賠償(民法415条)の帰責構造を検討した。今回の改正においては、契約責任(債務不履行)法の再構築が重要なテーマとされ、伝統的な過失責任主義を放棄し、「契約の拘束力」を根拠に構築したとされる。そこで、損害賠償請求権の成立要件に関して、ドイツ法からの理論的示唆を得て、「契約の拘束力」を根拠とする傾向に対して批判的な検討を加えた。

(4) 第4に、いわゆる「原始的不能ドグマ」を克服し、債務不履行による損害賠償請求を認める民法412条の2第2項の構造を検討した。わが国の議論状況を整理し、同様の状況にあるドイツ民法における議論を参考に、原始的不能給付に対する帰責根拠及び責任性質(責任原理)を検討した。ドイツ法においても、議論は盛んではあるが諸説が林立し見解は一致せず、その解明は容易ではない。

(5) 第5に、瑕疵担保責任に関する契約責任説に依拠して導入された「契約不適合責任」の性質と帰責構造を検討した。長らく法的性質に関して争いがあった瑕疵担保責任論の展開を跡づ

け、契約不適合責任の規律構造を整理し、ドイツ法における理論動向も参照して、契約不適合責任の帰責構造の解明へ向けて留意されるべき論点について検討を加えた。今後、責任の諸効果をめぐり、従来の裁判実務の傾向が変わることも予想される。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 5件）

1. 著者名 長坂 純	4. 巻 93巻4・5合併号
2. 論文標題 典型契約の意義と契約類型	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律論叢	6. 最初と最後の頁 203,236
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 長坂 純	4. 巻 92巻4・5号
2. 論文標題 原始的不能と債務不履行責任 - 改正民法412条の2第2項の構造把握 -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律論叢	6. 最初と最後の頁 65,103
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 長坂 純	4. 巻 2020年2月号
2. 論文標題 「契約の終了」と「契約の尊重(favor contractus)」思想(1)(2)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 商事法務ポータル	6. 最初と最後の頁 1,5・1,7
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 長坂 純	4. 巻 94巻1号
2. 論文標題 「契約不適合責任」の性質と帰責構造(1)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律論叢	6. 最初と最後の頁 205,239
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 長坂 純	4. 巻 94巻2・3合併号
2. 論文標題 「契約不適合責任」の性質と帰責構造(2・完)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律論叢	6. 最初と最後の頁 289,325
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計3件

1. 著者名 長坂 純	4. 発行年 2020年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 402
3. 書名 民法〔財産法〕講義	

1. 著者名 長坂 純他	4. 発行年 2020年
2. 出版社 第一法規	5. 総ページ数 685
3. 書名 改正民法〔債権法〕における判例法理の射程	

1. 著者名 長坂 純	4. 発行年 2022年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 402
3. 書名 契約法規範の変容と責任法理	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------